

VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務

業務仕様書

令和 5 年 2 月
岩 手 県

業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「VTuberを活用したいわての魅力プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

岩手県外の若者（10代後半～30代）を主なターゲットとして、バーチャル技術を活用した動画コンテンツ（いわゆる「VTuber動画」）を制作・配信することにより、本県の観光地や文化、すばらしい自然、高品質で安全安心な農林水産物、各地で伝承される伝統芸能や伝統工芸、実直で勤勉な人材など、岩手県の多彩な魅力を発信し、「岩手ファン」（※）の拡大を図る。

※「岩手ファン」とは、岩手県の観光、物産又は文化等に関心をもち、岩手県の交流人口、関係人口さらに定住人口になりうる人

(2) 業務概要

ア 岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」（以下『岩手さちこ』という。）を活用した動画の制作・配信

イ 岩手さちこの新規イラストの制作

ウ 「岩手さちこ」のツイッターアカウント (@iwate_vtuber) の運営

エ その他、「岩手さちこ」の認知度を上げ、上記アの動画の視聴者数を増やすためのプロモーション

2 業務内容（仕様）

(1) 全体企画

主に県外の若者への「岩手さちこ」の露出を高めながら、「岩手ファン」の拡大を図ることを目的とし、配信動画のテーマ、制作スケジュール、Twitterとの連動、各種プロモーション等を踏まえた1年間の全体企画を実施すること。

(2) 「岩手さちこ」の動画の制作・配信

ア Twitter 動画の制作・配信（6本以上）

(ア) 動画は、約2分の動画を、委託契約期間内に6本以上制作し、岩手さちこのTwitter公式アカウントで約2か月に1本配信すること。

(イ) 動画のテーマや進行台本、配信スケジュールは、県と協議の上決定すること。なお、動画の内容は、岩手県の魅力に触れつつ、動画やSNSのトレンドを踏まえ、若者に訴求力のある内容とすること。

(ウ) 動画は、県内の撮影映像を背景に岩手さちこを合成にした動画を4本以上とすること。

- (エ) 岩手さちこ Twitter 公式アカウントにおけるツイートへのコメントは公開することとし、寄せられたコメントにはグッドボタンを返すなど、必要に応じて県と協議しながら対応すること。

《留意事項》

- ・ 「岩手さちこ」のキャラクターボイス
キャラクターボイスは、岩手県出身の声優「佐々木 未来 氏」とすること。
- ・ 「岩手さちこ」の3Dモデル
岩手さちこの3Dモデルは、これまでに展開したキャラクターデザインに沿って全身が見える3Dモデルとし、動画内で活動させるため、全身の動きが表現できるものとする。3Dモデルを所有していない場合は、契約締結後、県からデータを提供する。
- ・ 動画作成に関して、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。また、本業務により作成された資料等に係る著作権は、業務委託契約に基づき受託者から県に移転するものとする。
- ・ Twitter のアカウントは、県が保有するものとする。

イ YouTube 向けの動画の制作・配信（2本以上）

(7) 歌ってみた動画の制作・配信（1本以上）

- 約5分の動画を1本以上制作し、YouTubeの岩手さちこ公式チャンネルで配信すること。なお、動画及び楽曲の内容は、岩手県の魅力に触れつつ、動画やSNSのトレンドを踏まえ、若者に訴求力のある内容とすること。
- 動画のテーマや進行台本、配信スケジュールは、県と協議の上決定すること。

《留意事項》

- ・ (2)ア同様。

(4) 外国人向けの動画の制作・配信（1本＋4か国語字幕版1本、計2本以上）

- 約10分の動画を、2本以上制作すること。
- 動画のテーマや内容は、県の全体的な紹介や魅力をしっかりと伝えつつ、NYタイムズで「2023年に行くべき52か所」に盛岡市が選ばれたことなども踏まえた、訴求力のある内容とすること。
- 動画のテーマや進行台本、配信スケジュールは、県と協議の上決定すること。
- 動画音声（言語）は日本語とし、日本語字幕を付けた動画を1本、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）及び韓国語の字幕を付けた動画1本をYouTubeの岩手さちこ公式チャンネルで配信すること

《留意事項》

- ・ (2)ア同様。

(3) 「岩手さちこ」の新規イラストの制作

- ア 県の観光施策等に合致するイラストを2パターン以上（それぞれ、ポーズ及び表情の差分3パターン以上）作成すること。また、岩手さちこのイラストを用いたクリアファイル等のノベルティグッズを県に納品すること。

《留意事項》

- ・ 「岩手さちこ」のイラストレーター

イラストレーターは、県が指定する。

- ・ イラスト作成に関して、係る著作権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。また、本業務により作成された資料等に係る著作権は、業務委託契約に基づき受託者から県に移転するものとする。
- ・ ノベルティグッズの作成にあたっては、県のイベント等において配布することに留意すること。

イ イラストのテーマや公開スケジュール、ノベルティグッズの内容は、県と協議の上決定すること。

(3) 「岩手さちこ」の Twitter アカウントの運営

ア 「岩手さちこ」の Twitter アカウントを運営し、動画配信と連動した効果的な情報等を頻度良く発信しながら、フォロワー数の向上に努めること。

イ 配信頻度は、Twitter は概ね 1 日に 1 回以上配信すること。

ウ 投稿内容の方向性は、県と協議の上決定すること。

《留意事項》

- ・ 投稿に使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行う。
- ・ Twitter のアカウントは、県が保有するものとする。

(4) プロモーションの展開（パブリシティや SNS、Web 広告との連動など）【自由提案】

事業目的達成や「岩手さちこ」の認知度及び制作・配信した動画の視聴回数向上のための展開について、予算額の範囲内であり、実施可能性を十分考慮したものを提案すること。

(5) 事業実施効果の測定及び報告

ア KPI

項目	現状（R4 実績）	KPI
Twitter フォロワー数	約 2,250 フォロワー増	約 4,500 フォロワー増
動画平均表示数	1 本あたり 2 か月間で 約 5,000 回以上	1 本あたり 2 か月間で 約 10,000 回以上
YouTube チャンネル登録者数	約 500 人増	約 1,000 人増

イ 事業評価及び報告

決定した KPI について、定期的に測定すること。また、事業完了時に事業実施内容及びその効果进行评估し、報告すること。

(6) その他

動画配信及び Twitter アカウントの運営に当たり、不具合等が生じた場合には、受託者の負担により速やかに修正すること。

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

イ サンプル動画

6枚（「.mp4」ファイルとし、CD提出）

ウ 費用積算内訳書

6部（正本1部、副本5部）

(2) 企画提案書の作成について

参加者は、「1 業務の概要」を踏まえ、「2 業務内容（仕様）」に沿った内容で、以下の項目を含む企画提案書を作成すること。

企画提案書はA4の用紙に記載し、表紙及び目次を含め概ね20枚以内とする。文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。

ア 企画実施のコンセプト・全体イメージ

イ 具体的実施方法

(7) 「岩手さちこ」の動画の制作・配信

動画トピックを1本程度提案し、動画構成を提案すること。

《トピック例》

- ・ 岩手さちこの日常と県産品や街の魅力の紹介
- ・ 歌ってみた動画

(4) Twitterアカウントの運営

岩手さちこのツイートイメージを次のいずれも提案すること。なお、内容は仮想でも構わない。

- ・ 岩手県内のイベントを紹介するもの
- ・ 岩手県の歴史文化を紹介するもの
- ・ 岩手さちこの日常を伝えるもの

(5) プロモーションの展開【自由提案】

事業目的達成や岩手さちこの認知度及び動画視聴回数向上のための展開手法について提案すること。

(6) 事業実施効果の測定及び報告

事業実施効果を測定する上で適切と思われるKPI及び目標値について、理由とともに提案すること。

ウ 業務実施全体スケジュール

エ 業務実施体制（参考様式）

(3) サンプル動画の作成について

ア 類似事業の実績を把握するために、「岩手さちこ」のようなバーチャルYouTuberのサンプル動画（1分程度）を提供すること。なお、既存の動画でも構わない。

イ 動画は「.mp4」ファイルとし、CDで提出すること。

(4) 費用積算内訳書の作成について

ア 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

イ 費用積算内訳書は、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

(5) その他留意事項

ア 提案は、全て企画提案書に記載すること。

- イ 参加者は、複数の提案を行なうことはできないものとする。
- ウ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- エ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- オ 企画提案書は A4 版とすること。なお、縦・横の指定はしないものとする。

(6) 主要的な審査項目、審査観点及び配点について

- ア 露出効果
 - 県外に岩手さちこの露出を高める提案となっているか。
- イ 動画の制作・配信
 - ・ 主なターゲット（県外の若者）に訴求できる動画イメージとなっているか。
 - ・ 動画の制作の技術レベルは適切か。
- ウ ツイッターの運営
 - ・ ツイートイメージは、フォロワー数向上のための工夫がなされた提案となっているか。
 - ・ キャラクター性を保ちながら、岩手県の魅力を発信するイメージとなっているか。また、キャラクター性が明確であるか。
- エ プロモーションの展開（自由提案）
 - ・ 事業実施効果を最大化するために適切な展開手法が提案されているか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者で協議の上、定める。

また、この業務において取得した備品（岩手県物品管理（昭和 42 年 3 月 28 日規則第 18 号）第 6 条に定める備品）については、業務終了後、県に帰属する。

(4) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

ア 受託者は、県に対し、動画及びツイート等が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

イ 受託者は、県に対し、動画及びツイート等が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画及びツイート等に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県に対して、一切の迷惑をかけないものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。

(7) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存すること。

(8) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額をすること。

(9) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。

5 契約終了時の業務引継ぎ

受託者は、本業務の終了日までに本業務を他者に移行する必要がある場合について、必要な措置を講じ、円滑に本業務の引継ぎを行わなければならない。